



鳥取県公報

令和6年4月2日（火）
第9584号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	身体障害者福祉法による医師の指定（182）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2
	知事指定薬物の指定の失効（183）（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金（184）（子育て王国課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県立二十一世紀の森の利用料金（185）（林政企画課）・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の終了（2件）（186・187）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 4
	指定居宅サービス事業者の指定（188）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 4
	土地改良区の役員の就退任（189）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 4
	指定居宅サービス事業者の指定（190）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 5
	開発行為に関する工事の完了（4件）（191～194）（西部総合事務所環境建築局）・・・ 6
	鳥取県立生涯学習センターの利用料金（195）（教育委員会事務局社会教育課）・・・・ 7
◇ 公 告	クロスボウの取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 9
	少年指導委員の委嘱（警察本部少年・人身安全対策課）・・・・・・・・ 9

告 示

鳥取県告示第182号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
脳神経小児科	肢体不自由	太田 健人	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
脳神経外科	〃	清水 剛	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
整形外科	〃	榎田 信平	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	金子 忠弘	米子市福市862-8 かねこ整形外科アスリートリハビリ テーションクリニック
内科	心臓機能障害	濱田 紀宏	日野郡日南町生山511-7 日南町国民健康保険日南病院
呼吸器外科	呼吸器機能障害	窪内 康晃	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	春木 朋広	〃

鳥取県告示第183号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
5-知(1)-13	M i P L A、M I P L A、M e t h y l i s o p r o p y l l y s e r g a m i d e	令和6年3月8日	令和6年3月16日
5-知(1)-14	B u t o n i t a z e n e	〃	〃
5-知(1)-15	N - P r o p y l b u t y l o n e、P u t y l o n e、b k - P B D B	〃	〃

鳥取県告示第184号

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第19号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 入園料

区 分	金 額

個人	中学校の生徒	1人1回につき	200円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	500円
団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	中学校の生徒	1人1回につき	180円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	450円
団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	中学校の生徒	1人1回につき	160円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円
学校行事	中学校の生徒	1人1回につき	100円
	高等学校の生徒	1人1回につき	250円
	学生又は一般人	1人1回につき	上記個人料金又は団体料金

(2) 工房利用料

区 分			金 額	
砂の工房	本焼き	幼児、児童又は中学校の生徒	1人1回につき	300円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円
木工工房（工具を利用する場合）	木工	幼児、児童又は中学校の生徒	1人1回につき	100円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	150円
	ガラス細工	幼児、児童又は中学校の生徒	1人1回につき	50円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	100円

(3) 乗物利用料

区 分		金 額	
変形自転車		1人1回につき	100円
バッテリーカー		1人1回につき	100円
周回コースバッテリーカー		1人1回につき	200円
サイクルモノレール		1人1回につき	100円
レールトレイン	満3歳から中学校に入学するまでの者	1人1回につき	100円
	中学校若しくは高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	200円

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 令和6年3月19日

(2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第185号

鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例（昭和60年鳥取県条例第3号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立二十一世紀の森の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

区 分	利 用 料	
伐倒反復訓練装置	1台1時間につき	40円
枝払い訓練装置	1台1時間につき	110円
風倒木伐採訓練装置	1台1時間につき	160円
キックバック装置	1台1時間につき	40円

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 令和6年3月21日

(2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第186号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域 米子市及び東伯郡湯梨浜町
- 3 終了年月日 令和6年3月15日

鳥取県告示第187号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影、写真地図作成、数値地形図データ作成及び3D都市モデル作成）
- 2 作業地域 米子市及び西伯郡日吉津村
- 3 終了年月日 令和6年3月15日

鳥取県告示第188号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月2日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社あいいる	ケアステーションはるかぜ	倉吉市福庭町一丁目225	令和6年4月1日	訪問介護

鳥取県告示第189号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年4月2日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 井坂正昭 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬974
- 〃 鳥羽哲久 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1097
- 〃 谷口壽一 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1191-4
- 〃 石原弘 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1209
- 〃 岩室邦彦 東伯郡湯梨浜町大字久留104-4
- 〃 高田彰憲 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬2306-2
- 〃 澤田浩 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1636-5

- 〃 奥野宏次 東伯郡湯梨浜町大字田後846-1
 - 〃 船崎裕之 東伯郡湯梨浜町大字上浅津147
 - 〃 西原和男 東伯郡湯梨浜町大字上浅津286
 - 〃 音田英章 東伯郡湯梨浜町大字下浅津206-2
 - 〃 中本紀昭 東伯郡湯梨浜町大字南谷450-1
 - 〃 赤本哲夫 東伯郡湯梨浜町大字橋津39
 - 〃 音田嘉則 東伯郡湯梨浜町大字長江947
 - 〃 岡本誠 東伯郡湯梨浜町大字門田1178-1
 - 〃 岡野直幸 倉吉市清谷417
 - 監事 中本賢二 東伯郡湯梨浜町大字久留166-1
 - 〃 西山賢一 東伯郡湯梨浜町大字上浅津492
 - 〃 朝倉則夫 東伯郡湯梨浜町大字田後773-1
- 令和6年3月7日退任

就任した役員の名及び住所

- 理事 高田秀美 東伯郡湯梨浜町田後621-5
 - 〃 徳岡正裕 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1117
 - 〃 村上四海 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1090-9
 - 〃 石原弘 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1209
 - 〃 塚本和夫 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1308-2
 - 〃 清水昶 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬2390-8
 - 〃 前田豊 東伯郡湯梨浜町大字水下161-2
 - 〃 福本一浩 東伯郡湯梨浜町大字田後350-3
 - 〃 竹中剛 東伯郡湯梨浜町大字上浅津497-2
 - 〃 福山和昭 東伯郡湯梨浜町大字上浅津164
 - 〃 音田英章 東伯郡湯梨浜町大字下浅津206-2
 - 〃 中本紀昭 東伯郡湯梨浜町大字南谷450-1
 - 〃 赤本哲夫 東伯郡湯梨浜町大字橋津39
 - 〃 音田敏 東伯郡湯梨浜町大字長江99-1
 - 〃 前田佳寛 東伯郡湯梨浜町大字門田410
 - 〃 岡野直幸 倉吉市清谷417
 - 監事 濱中博文 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1321-5
 - 〃 西山賢一 東伯郡湯梨浜町大字上浅津492
 - 〃 朝倉孝之 東伯郡湯梨浜町大字田後657-2
- 令和6年3月8日就任 任期4年

鳥取県告示第190号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月2日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社つづり	介護付有料老人ホーム長砂のかぜ	米子市長砂町875	令和6年4月1日	特定施設入居者生活介護

鳥取県告示第191号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年4月2日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和6年2月26日 鳥取県指令第202300294194号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡日吉津村大字日吉津6-7
末吉 佳、末吉 優子

鳥取県告示第192号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年4月2日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和6年2月26日 鳥取県指令第202300294196号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡日吉津村大字富吉107-5
和田 拓真、和田 瑞希

鳥取県告示第193号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年4月2日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和6年2月26日 鳥取県指令第202300294198号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡日吉津村大字日吉津340-7
米原 達也、米原 裕美

鳥取県告示第194号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年4月2日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号

令和6年2月26日 鳥取県指令第202300294200号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市皆生四丁目10-5
中口 倫子

鳥取県告示第195号

鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年鳥取県条例第32号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立生涯学習センターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料等

ア 施設利用料等（イを除く。）

区 分	施設利用料（冷暖房料を含まない。（冷暖房を使用したときは、冷暖房料を加算する。））	施設利用料（冷暖房料を含む。）	冷暖房料
	4月1日から6月19日まで及び9月16日から11月30日まで	6月20日から9月15日まで及び12月1日から3月31日まで	4月1日から6月19日まで及び9月16日から11月30日まで
ホール	1時間につき 5,230円	1時間につき 6,800円	1時間につき 1,570円
講義室	1時間につき 1,930円	1時間につき 2,510円	1時間につき 580円
大研修室	1時間につき 830円	1時間につき 1,080円	1時間につき 250円
中研修室	1時間につき 520円	1時間につき 670円	1時間につき 150円
小研修室(洋室)	1時間につき 310円	1時間につき 400円	1時間につき 90円
小研修室(和室)	1時間につき 310円	1時間につき 400円	1時間につき 90円
ロビー・ホワイエ	1平方メートル1日につき	50円	—

備考

- 1 ホール、講義室又は研修室の利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 ロビー・ホワイエの利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1日未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1日未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1日として計算するものとする。

イ 団体交流室利用料

区 分	施設利用料（冷暖房料を含まない。）	冷暖房料
団体交流室	1平方メートル1月につき 1,390円	施設利用料の100分の35に相当する額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）

備考 利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1月未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1月未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1月として計算するものとする。

(2) ホール設備利用料

区 分	利 用 料
ワイヤレスマイク	1本1時間につき 100円

ダイナミックマイク	1本1時間につき	50円
コンデンサーマイク	1本1時間につき	50円
エレベーターマイク	1本1時間につき	100円
プレーヤー	1台1時間につき	100円
MDプレーヤー	1本1時間につき	150円
テープレコーダー	1本1時間につき	100円
ステージスピーカー	1式1時間につき	50円
ピンスポットライト	1台1時間につき	210円
LEDシーリングライト	1台1時間につき	110円
LEDトーマンタルライト	1台1時間につき	100円
LEDボーダーライト	1式1時間につき	400円
LEDアッパーホリゾントライト	1式1時間につき	600円
LEDロアーホリゾントライト	1式1時間につき	600円
LEDスポットライト	1台1時間につき	100円
LEDパーライト	1台1時間につき	100円
LEDソースフォーライト	1台1時間につき	100円
LEDステージスポットライト	1台1時間につき	50円
エフェクトマシン	1台1時間につき	50円
LEDピンスポットライト	1台1時間につき	200円
ムービングライト	1台1時間につき	400円
ミラーボール	1台1時間につき	150円
音響反射板	1式1時間につき	480円
ピアノ	1台1時間につき	210円
ホール用プロジェクター	1台1時間につき	360円
液晶プロジェクター	1台1時間につき	80円
コンセント	1口1キロワット1時間につき	50円
展示パネル	1枚1日につき	50円
平台	1枚1日につき	100円

備考

- 1 設備の利用時間は、ホールの利用時間と同一として計算するものとする。
- 2 ピアノの利用料には、調律料を含めないものとする。
- 3 コンセントの利用料の算定に当たっては、使用する設備器具の定格消費電力を合計して得た数値により算出するものとし、当該数値が1キロワット未満であるとき又は1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。

(3) ホール設備以外の設備利用料

区 分	利用料
ピアノ	1台1時間につき 210円
液晶プロジェクター	1台1時間につき 80円
コンセント	1口1キロワット1時間につき 50円
展示パネル	1枚1日につき 50円
CDデッキ	1台1時間につき 50円
マイク	1本1時間につき 50円

備考

- 1 ピアノの利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間

として計算するものとする。

- 2 ピアノの利用料には、調律料を含めないものとする。
- 3 コンセントの利用料の算定に当たっては、使用する設備器具の定格消費電力を合計して得た数値により算出するものとし、当該数値が1キロワット未満であるとき又は1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。
- 4 マイクの利用料の算定に当たっては、実際に使用した本数から1本を減じた数を使用したものとしてそれぞれの利用料を算定する。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和6年3月19日
- (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3の2第1項の規定によりクロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和6年4月2日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 講習の種別及び受講対象者

初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするものを対象とする。

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	令和6年4月24日 午前10時00分から 午後3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第27会議室	鳥取県内の各警察署の管内に 居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 4時間30分
- (2) 講習課目
 - ア クロスボウの所持に関する法令
 - イ クロスボウの使用、保管等の取扱い

4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 6,900円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

令和6年4月2日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
山 根 功	鳥取市今町一丁目	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち、東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
高 住 洋 一	鳥取市瓦町	
小 田 淳	倉吉市上井町一丁目	上井地区 (倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
米 田 康 行	倉吉市上井	
池 信 由美子	米子市茶町	米子駅前地区 (米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)
關 透	米子市皆生五丁目	皆生地区 (米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
木 村 一 也	境港市小篠津町	境港市街地区 (境港市のうち元町、東本町、朝日町、末広町、中町、相生町、日ノ出町、本町、明治町、大正町、京町、松ヶ枝町及び栄町の区域)
寺 本 勤	境港市外江町	

2 少年指導委員の任期

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで